（免許状更新講習規則の一部改正）

第二条　免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四条　免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる領域に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は、同表の下欄に掲げる時間とする。	**第四条**　免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる領域に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は、同表の下欄に掲げる時間とする。
［略］	［略］
選択必修領域	選択必修領域
イ～ホ　［略］	イ～ホ　［略］
ヘ　免許法施行規則第二条第一項の表備考第五号に規定するカリキュラム・マネジメント	ヘ　教科横断的な視点からの教育活動の改善を支える教育課程の編成、実施、評価及び改善の一連の取組
ト　育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	ト　学習指導要領等に基づき育成すべき資質及び能力を育むための習得、活動及び探究の学習過程を見通した指導法の工夫及び改善
チ～ヨ　［略］	チ～ヨ　［略］
六時間以上	六時間以上
［略］	［略］
第六条　修了認定は試験による成績審査に合格した者に対して行うものとし、当該修了認定の基準は、第四条に規定する事項について基礎的な知識技能を有することとする。	**第六条**　修了認定は試験による成績審査に合格した者に対して行うものとし、当該修了認定の基準は、前条に規定する事項について基礎的な知識技能を有することとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（教育職員免許法施行規則第十条の六第一項及び第三項の改正規定並びに同令第十二条の改正規定に限る。）及び第二条の規定（免許状更新講習規則第六条の改正規定に限る。）は公布の日から施行する。

（経過措置）

2　教育公務員特例法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）別表第一から別表第八まで、附則第五項、第十七項及び第十八項の規定により教諭、養護教諭又は栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、改正法による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）による認定課程（以下「旧課程」という。）において修得した教科に関する科目、養護に関する科目及び栄養に係る教育に関する科目の単位のうち、新法別表第一備考第五号ロの規定に準じて、新法による認定課程（以下「新課程」という。）を有する大学が適当であると認めるものは、新課程において修得した領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下第七項において「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下第七項において「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位とみなすことができる。

3　新法別表第一から別表第八まで、附則第五項、第十七項及び第十八項の規定により教諭、養護教諭・栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位について、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、新課程を有する大学が適当であると認めるものは、第二欄に掲げる科目の単位とみなすことができる。

第一欄	第二欄	第三欄
この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目	この省令による改正前の教育職員免許法施行規則に規定する科目	この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目
幼稚園教諭	領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）	教育課程及び指導法に関する科目（保育内容の指導法に係る部分に限る。）
	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義等に関する科目 教育の基礎理論に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。） 教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。）
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目（保育内容の指導法に係る部分を除く。） 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。）